

流出増対策に伴う防災調整池設置のための補足説明

1. 適用範囲について

本来、河川の流域内における開発行為は、下流域から見るとその全てにおいて治水安全度に何等かのかたちで影響を及ぼすことになる。このため防災調整池を計画する場合においては、基本的原則論として、流出増対策を考える場合の適用範囲を「開発行為に伴う流出増が見込まれる全ての開発行為を対象とする。」とした。

すなわち、流出増対策を検討するにあたっては、その開発形態あるいは面積等の如何にかかわらず、その開発行為によって流出増があるのか否かにその判断基準をおくべきである。

一方、このような基本認識にたちながらも、具体的な課題として流出増対策を考える場合においては、どうしてもボーダーラインを設けなければその運用が困難な場合が多い。

このため、その基本としては、流出増が下流域に対して与える影響度、あるいは島根県土地利用対策要綱に定める「開発事業」の定義等から見て、「開発区域周辺において、今後新たな開発計画が見込まれない、単一な開発計画においては、開発面積が1.0ha以上を対象とする。」こととした。

なお、この面積による標準的な考え方は、あくまでも最低基準であり、最終的には開発区域下流域の治水安全度を、どの程度のレベルに置くかという地域の判断によるところが大きく、該当する市町村との十分な調整が図られるよう特に留意することが必要であるし、市町村においても、単なる技術基準と受け止めず、自らの地域における安全対策と認識され、自主的な計画検討が必要である。

2. 計画基準について

(1) 防災調節(整)池を計画する場合の対象流域のとりかたは、原則的に流入洪水を受け入れる防災調節(整)池上流域の全流域を対象とすることになっている。

しかし、開発行為という限られた「事業」をとらえた場合、開発事業者に全てを負担させることは過大と言わざるをえず、このため「調整池容量を決定するにあたっての流出増の対象流域については、開発行為にかかる区域(開発区域)とする。」とした。

(2) 防災調整池の容量を決定するにあたっては、厳密法および簡便法という二つの方法があるが、降雨と流出並びに洪水調節という一連の流れを定量的かつ精度的な観点から検討できること、簡便法は概略検討で用いるという指導がなされていることなどを勘案し、「算定方法については厳密法により、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)第10条(洪水調節容量の算定方法、その1)を基本とする。」こととした。

- (3) 「計画規模については、開発区域より下流において確保すべき治水安全度が、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)第10条の基準を上回る場合は、必要とする下流の治水安全度に見合った適切なものとする。」とした具体的な考え方は次のとおりである。

[大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)第10条骨子]

1/3洪水(島根県の場合は1/5とする)までは、開発後の洪水ピーク流量を、下流河道においてあふれない流量まで調節すること。

(ただし、下流河道の流下能力が1/3(1/5)を越える場合は現況能力)

1/30の洪水(島根県の場合は必要とする治水安全度とする)に対しては、開発後の洪水ピーク流量を、開発前のピーク流量まで調節すること。

1) について

島根県における治水計画の当面の安全度については、概ね50mm/hr対応の河川計画を目標としていること、都市計画における市街化区域を設定する場合の下流河川の安全度は、概ね50mm/hr対応の河道が整備されていること等を目安とし、かつ島根県内における各地域の短時間雨量強度から求まる60分降雨強度の値等を総合的に勘案し、島根県における防災調整池の計画にあたっては、上記の場合の1/3を、1/5に読み変えて運用することとする。

2) について

大規模宅地開発に伴う調整池設置基準(案)の前提は、概ね10年程度の内に開発に伴う流出量の増加を見込んだ下流河川の改修が完了することを想定しており、いわゆる暫定調整池の考えをもって定められた基準である。

しかし、島根県においては開発行為に並行して河川改修を進めることが明らかな河川は少なく、いきおい計画された防災調整池は恒久的な施設として考える必要がある。

さらに、開発区域の下流域において確保すべき治水安全度が1/30の規模を上回る必要がある地域については、開発行為にともなって計画する防災調整池を1/30に限定して計画した場合、下流域の治水安全度は開発行為が進行するにともなって限りなく1/30まで低下することとなる。

これは、下流域の河川が上流域での開発行為を見込んだ改修がなされない限り避けなければならないことであり、このため「計画規模については、開発区域より下流において確保すべき治水安全度が、1/30の規模を上回る場合は、必要とする下流の治水安全度に見合った適切なものとする。」とした。

3. 調整池の維持管理

(1) 非自己用（開発行為完了後分譲等を目的としたもの）

開発行為の内、宅地開発等のように将来分譲等を行う場合は、開発協議完了後においてその管理者が不在となること、さらに宅地開発等に代表されるような開発行為は極めて公共的な性格が高いこと、開発行為終了後において流出増を見込んだ河川改修がなされない限り設置した防災調整池は恒久的に管理する必要があること等の理由により、「防災調整池の維持管理については、恒久施設として市町村が管理する。」とした。

この場合において、防災調整池を設置した土地の権原は国有地等に帰属し、しかるべき個別法の適用のもとに適正な管理をすることとなる。

(2) 自己用（開発行為完了後自己使用を目的としたもの）

防災調整池の性格は、基本的には開発行為による下流域の治水安全度を低下させないことにあり、このことは安全な地域づくりという観点からみて、地域行政としては当然の責務である。

さらに防災調整池が計画される地点は、一般的にみて普通河川等のある低地部に設けられることが多く、その機能管理は原則的に市町村が受け持つべきであると考えられる。

しかし一方で、自己用を目的として計画される開発行為の多くは、防災調整池が国有財産法等による適用が受けることが困難な民有地に計画される場合も当然あるわけであって、この場合においては、少なくとも該当する市町村が、その管理にあたっての責務を明らかにし、開発事業者もその責任を明らかにすることによって、下流域の治水安全度を確保することが必要であるという観点から規定したものである。

協定締結時の例・都市計画法第29条の手続きに先立ち行われる、同法第32条の規定による公共施設の管理者の同意を得ようとする場合。

- ・ 島根県土地利用対策要綱第6条に基づく開発協議を行おうとする場合。（防災調整池等は同要綱第4条(2)の規定により計画）
- ・ その他。（個別法による手続き等が必要な場合等。）